

広島県告示第千三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第一項の規定によつて、生活保護法による介護を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十三年十一月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の 名称	主たる事務 所の所在地	事業所の 名称	事業所 の所在地	指定年月日
株式会社平和	呉市吉浦本町二丁目 六番一八号	居宅介護支援事 業所きずな	呉市吉浦本町二丁目 六番一八号	平成二三年 一〇月一日
有限会社サンル ック	呉市広大新開一丁目 四番一八号	広薬局	呉市広大新開一丁目 四番一八号	平成二三年 一〇月一日
医療法人社団正 和会松下クリニ ック	三原市城町一丁目二 〇番二五号	医療法人社団正 和会松下クリニ ック	三原市城町一丁目二 〇番二五号	平成二三年 一〇月一日
介護24尾道合 同会社	尾道市因島中庄町二 一三三番地七	介護24尾道合 同会社	尾道市因島中庄町二 一三三番地七	平成二三年 一〇月一日
株式会社シント ミ	福山市田尻町二四一 六番地	にこびん薬局高 木店	府中市高木町四〇七 番地六	平成二三年 十一月一日
社会福祉法人 和福祉会	庄原市口和町永田四 一三番地	第2ハートウイ ング	庄原市上原町四一三 番地三	平成二三年 一〇月一日
株式会社ゆめば ーさる	東広島市河内町中河 内一一九七番地一	デイサービスち ろる	東広島市河内町中河 内一三九九番地二	平成二三年 一〇月一日
特定非営利活動 法人ふれあいセ ンターたんぽぽ	江田島市大柿町大原 二六四番地一	あい・あいサロ ン	江田島市大柿町大原 二六四番地一	平成二三年 六月一日